

大森鍾一『直興遺篋抄』（五訂稿）
—「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」—

（令和 4（2022）年 8 月 3 日（水）現在）

（補正経緯）

平成 18（2006）年 6 月 15 日（木）初稿作成
平成 19（2007）年 4 月 1 日（日）改訂稿作成
HP 初出: 平成 19（2007）年 9 月 30 日（日）再訂稿作成
平成 24（2012）年 8 月 31 日（金）三訂稿作成
平成 27（2015）年 6 月 13 日（土）四訂稿作成
（文献追加、一部補正）
令和 4（2022）年 8 月 3 日（日）五訂稿作成
（レイアウト全面変更、文献追加、一部補正）

本稿は、最初『松井茂久『警官陶冶篇』検討序説—附篇 大森鍾一『直興遺篋抄』—「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」資料— 明治警察史雑纂 第一輯—』（平成 18（2006）年 6 月 15 日刊。CD 版有り、これには、『警官陶冶篇』（増訂三版、福岡市・林磊落堂、明治 25（1892）年 2 月 18 日刊）本体の PDF 版を付す。下記『明治警察史雑纂』第三輯はこの改訂版。）に載せ、次いで、『松井茂久『警官陶冶篇』の再検討 附録 大森鍾一『直興遺篋抄』・川路利良『警察手眼』関係資料—明治警察史雑纂 第三輯—』（平成 19（2007）年 4 月 1 日刊。CD 版有り、これには、上記『警官陶冶篇』（増訂三版）本体の PDF 版を重ねて付す。上記第一輯の改訂版。）に収載したその改訂稿を、更に補正しつつあるものである。

なお、「法制史学者著作目録選（WEB 版）明治警察史コーナー」参照。（平成 24 年 8 月 31 日追加）〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Historian2003.htm>〉

〔目 次〕

1 はしがき	2
2 『直興遺篋抄』の位置付け	2
3 『直興遺篋抄』（「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」）	4
(1) 『直興遺篋抄』掲載諸書	4
(2) 『直興遺篋抄』全文	4
4 「官人と奉公の誠」	8
(1) 野上伝蔵『警察訓話』	8
(2) 「官人と奉公の誠」全文	9
【附録】明治警察史コーナーHP 項目一覧（抄）	10

1 はしがき

官吏の修養書としては、先に松井茂久（1862～1890）『警官陶冶篇』¹について少しく言及したが、昭和十年代に広く読まれたものとして名高く、今なお検討すべきものに、大森鍾一²（1856～1927）の『直興遺篋抄』³がある⁴。以下、これを、同氏の「官人と奉公の誠」とともに、紹介しておくこととする。

2 『直興遺篋抄』の位置付け

横溝光暉氏⁵（1897～1985）は、『行政道の研究』⁶で、松井茂久『警官陶冶篇』⁷と

¹ 松井茂久『警官陶冶篇』（初版：福岡県警察本部、明治22年11月18日刊。国立国会図書館近代デジタルライブラリー参照。）。なお、詳しくは、例えば本HP別稿「松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatvoshi/matsui002.pdf>〉及び「PDF版 松井茂久『警官陶冶篇』（増訂三版、明治25（1892）年）2月18日刊」

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatvoshi/matsui001.pdf>〉各参照。（「なお」以下平成24年8月31日追加。）

² （下記サイトのみ平成24年8月31日追加。）

〈<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E6%A3%AE%E9%8D%BE%E4%B8%80>〉

大森については、『大森鍾一』（池田宏（1881～1939、故大森男爵事歴編纂会代表者）編纂発行、昭和5年3月3日刊。）251頁以下の「大森鍾一年譜」を参照。安政3（1856）年5月14日於静岡生、幕臣・駿府与力大森直正の長男、幼名鍾一郎、実名直興、維新後静岡学校、名古屋学校に学ぶ、明治6年陸軍造兵司、7年司法省明法寮（ここで井上毅（1844～1895）に知られる。）、8年法制局等を経て、11年10月内務省四等属となり累進、17年5月内務権大書記官、18年1月～6月兼戸籍局長、18年6月～7月内務卿官房長心得、18年7月～20年5月欧州出張、19年3月内務大臣秘書官、21年4月内務書記官・総務局文書課長兼務、23年10月内務省県治局長、25年8月～11月兼内務省警保局長、26年3月長崎県知事、30年4月兵庫県知事、33年10月内務総務長官、35年2月～大正5年4月京都府知事、42年12月～大正5年7月貴族院議員、大正4年12月依勲功特授男爵、5年6月皇后宮大夫、12年9月～昭和2年3月兼枢密顧問官、昭和元年12月皇太后宮大夫、昭和2年3月3日於東京歿年72歳。墓所は文京区本駒込 吉祥寺。長男佳一は内務省官吏、女は中川望、池田宏、児玉九一、重成格に嫁す。同氏については、上記『大森鍾一』、「地方自治の先覚的指導者 1 大森鍾一」『内務省史』第2巻（大霞会、昭和45年11月1日刊。原書房復刻本（明治百年史叢書、昭和55年7月30日刊。）98頁以下、秦郁彦（1932～）編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、平成14年5月20日刊）113頁、伊藤隆（1932～）・季武嘉也（1954～）『近現代日本人物史料情報辞典』（吉川弘文館、平成16年7月20日刊）97頁等各参照。研究書としては、例えば、小林孝雄（1930～）『大森鍾一と山県有朋一自由民権対策と地方自治観の研究一』（出版文化社、平成元年4月1日刊）、佐々木隆爾（1935～）「大森鍾一の『地方自治論』」後藤靖（1926～〔1998〕）『近代日本社会と思想』（吉川弘文館、平成4年11月1日刊）等を参照。なお、市政専門図書館（（財）東京市政調査会）に、「大森文書：大森鍾一氏旧蔵の明治自治制制定関係資料」がある。

³ 大森鍾一『直興遺篋抄』（内務大臣官房文書課編、警察精神社、昭和10年11月21日刊（昭和11年8月10日第17版刊））

⁴ 大森鍾一及び同氏「長男佳一仕官に就き与へたる訓戒の書」につき言及した最近の文献として、清水唯一朗（1974～）『近代日本の官僚—維新官僚から学歴エリートへ—』（中公新書、平成25年4月25日刊）310、335、336頁参照。（平成27年6月13日追加）

⁵ 〈<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%A8%AA%E6%BA%9D%E5%85%89%E6%9A%89>〉（平成24年8月31日追加）

⁶ 横溝光暉『行政道の研究』（第一法規出版、昭和53年11月15日刊）

ともに、大森鍾一『直興遺筐抄』を、戦前における行政道の基本書として推奨し、次のように述べている。

〔大森（鍾一）男爵の「直興遺筐抄」（同書 473、474 頁）

「直興遺筐」⁸は、大森男爵の遺稿を輯録したもので、昭和五年故大森男爵事歴編纂会が刊行した「大森鍾一」の中に収められているが、その中に在る「長男佳一仕官に就き与へたる訓戒の書」（「大森鍾一」211～220 頁⁹）は、もともと大正二年六月令息個人¹⁰に対して書かれたものであるけれども、正に行政道の優れた教科書と謂うべきものである。これだけを抽出して、「直興遺筐抄」と題する小冊子と為し、昭和一〇年刊行（註：内務大臣官房文書課編）されたが、当時内務省部内に広く頒布され、行政道の高揚に資したと聞いている¹¹。]

この他、横溝氏は、既に戦前、その編書『警察修養録』¹²11 頁で、「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」について、次のように述べている¹³。

「〔長男仕官に就き与へたる訓戒の書〕 夙に地方長官として令名のあつた故皇后宮大夫大森（鍾一）男爵が、長男佳一氏の学業を卒へて仕官する¹⁴に就て、自ら筆をとつて座右の規範たらしめられたものである。「凡そ人として世に立ち身を処するの道は、古より聖賢の教あり、之に則りて自ら守る処なかる可からず、忠孝節義の重んずべきは言ふまでもなし、身官職を奉ずる者は、清廉勤慎能く其身を修め、平素日常の座作進退に至るまで、深く戒むべき事なり、殊に地方に牧民の職に在るものは、信任の重きを荷ひ部民の信頼を受く、最細心の用意あるべき也」として以下二十項目に亘り切々として訓へらるる所あり、一般官吏の心得として極めて適切なものである。」

また、『内務省史』第 1 卷¹⁵は、「第二篇 内務省の行政 第一部 第一章 概説 第四節 内務官僚の特徴 一 序説」（671 頁以下）で、「このような公務員についての理念的な詮索はしばらくおいて、現実にとどのようなことが内務官僚の理想像であったかということについて、第三章第一節に述べられている大森鍾一^{ママ}が『長男仕官に就き与へたる訓戒の書』があるが、これは、昭和十年頃、内務省において復刻され、教養の書として職員に配布されたもの¹⁶であるので、その全文を左に掲載することにより、往時の代表的な考えかたが理解できるも

⁷ 横溝同書 473 頁参照。

⁸ 直興とは大森鍾一の諱（実名）。「直興遺筐」については、上記『大森鍾一』巻頭に、大森佳一「家嚴遺稿の編纂と其の梗概」及び「遺筐記 父の遺しゝ手記書類に就て」があり、詳細な説明がある。

⁹ 『大森鍾一』中での位置付けは、「家乗私記 4 偶感私記 （8）長男佳一仕官に就き与へたる訓戒の書」となる。

¹⁰ 大森佳一（1883～1945）は、明治 42（1909）年内務省入省、襲爵、群馬、島根両県知事、貴族院議員、内務政務次官（昭和 9 年 7 月 19 日～同 11 年 4 月 14 日）を歴任。

¹¹ この時期に出されたのは、前記（註 8）のように、大森佳一が内務政務次官（昭和 9 年 7 月 19 日～同 11 年 4 月 14 日）をしていたことも関係しているのか。この他、当時よく読まれたものとして、湯浅倉平（1874～1940）述「官吏の守るべき道」（湯浅内大臣講演）『警察協会雑誌』第 436 号（昭和 11 年 9 月、87～102 頁）がある。これは、昭和 11（1936）年 6 月 24 日警察講習所における講演筆記である。

¹² 横溝光暉編『警察修養録』（松華堂書店、昭和 10 年 3 月 30 日刊）

¹³ 同書で「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」を直接に引用している箇所は、9、40、82、102 頁である。

¹⁴ 大森佳一の内務省入省は明治 42（1909）年であるが、「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」が書かれたのは大正 2（1913）年 6 月であり、このあたりの時期のずれの詳細は不明。あるいは、大森佳一が高等官（奏任官）に任官して初めて地方に赴任する時期かもわからない。更に検討を要する。

¹⁵ 『内務省史』第 1 卷（大霞会、昭和 46 年 3 月 1 日刊。原書房復刻本〈昭和 55 年 6 月 30 日刊〉。）

¹⁶ 『直興遺筐抄』（内務大臣官房文書課編、昭和 10 年 11 月 21 日刊）のことを指す。

のと思う。」(674頁)と述べ、続いて、『直興遺篋抄』全文を掲載している(674～678頁)¹⁷。

3 『直興遺篋抄』(「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」)

(1) 『直興遺篋抄』掲載諸書

上記のように、「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」については、『大森鍾一』に収められた後、『直興遺篋抄』及び『内務省史』第1巻に再録されているが、ここでは、横溝光暉氏が書名を挙げている『直興遺篋抄』本体そのもの(今回参照し得た昭和11年8月10日第17版に拠る。)を再掲しておく。これは、当時かなりの部数が印刷配布されたようであるが、全14頁の薄い冊子形態のもので保存に適さないためか、現在国立国会図書館¹⁸以外で所蔵している公的機関は、管見の限りでは、大阪府立、秋田県立両図書館¹⁹だけかと思われる。

再録に当たっては、原則として、漢字は常用漢字を用い、仮名使い、踊り字はそのままとし、註記を補った。また、漢文は、註として書下し文と大意をつけた。これについては、高橋均先生の御示教に与った。厚く御礼申し上げる次第である。なお、僅かではあるが『大森鍾一』での句読点の使い方と違うところがあること、原版の『大森鍾一』目次3頁では「長男佳一仕官に就き与へたる訓戒の書」とあることを、併せ付記しておく。

(2) 『直興遺篋抄』全文

(表紙)

「内務大臣官房文書課編纂 直興遺篋抄」とある。(原文では「抄」のみポイントが小さくなっている。以下同じ。)

(序)

直興遺篋抄□に就て(「抄」の後1字空け。()内は原註、[]内は編者註)

直興遺篋は故大森鍾一男爵の遺稿(直興とは故男爵の諱)にして男爵が居常寸暇ある毎にもそのされたる手記類(職事留、家乗私記類、抄録、日記類、紀行類)を輯録せるものなり就中「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」の如きは文言頗る単簡にして一読平凡の如くなるも、再読三読するに従ひ二十個条に亘る各事項は皆大に味ふべきものあるを覚ゆ。以て官人として徳風の高き私人として慈愛の深かりし故男爵の人格を偲ぶ一端となすを得むか。本書は之

¹⁷ この他、HP「自治大学校第73期(平成元年10月8日入校、平成2年3月23日卒業)のページへようこそ」(<http://hirie442.hp.infoseek.co.jp/>)は、「自治大学校で学んだこと」中で、当時の太田和紀部長教授(1940～、昭和40年自治省入省)「地方自治制度」を載せ、「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」の全文を、平成19(2007)年9月下旬現在HP上で掲載、紹介している(『内務省史』第1巻674頁以下より引用の由。)

(追記:平成24(2012)年8月31日現在では削除か。(平成24年8月31日追加)⇒平成27(2015)年6月13日現在では(<http://jichidai73.web.fc2.com/>)で閲覧できるようである。(平成27年6月13日追加))

¹⁸ 現在では「国立国会図書館のデジタル化資料」(館内公開)で閲覧できる。(平成24年8月31日追加)
(http://www.ndl.go.jp/ip/service/online_service.html#denshi)⇒(令和4(2022)年8月3日追加)現在は「図書館・個人送信資料」として閲覧可能(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1096319>)。

¹⁹ 「国立国会図書館サーチ」(<http://iss.ndl.go.jp/>)等参照。(平成24年8月31日追加)

を外部に公表するは素より故人の意思にあらざるべきも特に大森佳一男爵に懇願し其の許容を得て剞劂〔きけつ、印刷〕に附することと為したり。

内務大臣官房文書課

(本文) (1~14 頁。合略仮名については、今次編集の都合上、通行仮名に変えた。)

直興遺篋抄

長男仕官に就き与へたる訓戒の書

児佳一学業を卒へて、新に官に就けり、我家父祖累代地方に職事して令名あり、児能く励みて、父祖の名を墜さざらんことを祈る、余亦少壮仕途に就き今に及て四十年、其間の経験多少得る所あり、今聊児の爲めに心付けの二三を録して坐右の規範と為さんとす、猥に人に示さんとするにあらず、匆匆筆を取りて文を修めず、又尽さざらん所あらん、他日閑を得て補正する所あるべし。

凡そ人として世に立ち身を処するの道は、古より聖賢の教あり、之に則りて自ら守る処なかる可からず、忠孝節義の重んずべきは言ふまでもなし、身官職を奉ずる者は、清廉勤慎能く其身を修め、平素日常の座作進退に至るまで、深く戒むべき事なり、殊に地方に牧民の職に在るものは、信任の重きを荷ひ部民の信頼を受く、最細心の用意あるべき也。

一 清廉 官吏たる者清廉を守るべきは言ふ迄もなし、何人も知らざる者なくして而かも往々清廉に欠く処ある者あり、多くは人の誘惑に依りて、知らず識らず不徳に陥るものなり、能く己に克ち私を制するの勇ある者に非ざれば免れがたき事なり、深く自ら戒むべき事なり、凡そ官職を奉ずるものは、己の信ずる所を自由に行はざる可からず、信ずる所を以て自由に行動せんとせば、四囲の束縛を免るゝこと〔原文は合略仮名を使用、以下同じ。〕第一なり、若し聊も清廉の徳に欠く所あるときは、自ら心の束縛を免れず、我自ら吾身を拘束するに均し。

官吏は禄に衣食して子孫之計を為すの余地なきものなり、然るに世往々官吏にして家を富ます者あり、蓋し此輩にして令聞あるもの少し、家衣食に乏しきも恥ぢなし、清廉に欠くる処あるこそ恥ぢ之に過ること〔合略仮名〕なし。

一 公平無私 事を処する私情を去り、公平を保つべし、心一点の私なきときは、世の批評は固より顧る所にあらずと云へども、猶細心の注意を怠らず、再三省思して一点の指摘せらるゝ所なきを要す、若し一失あるときは、他人視て一失とはなさずして、万事に心情を疑はるゝ事あり、深く戒むべき事なり。

一 常識を養ひ中行を尚ぶ事 非常の事を行ひ非常の言を吐きて、一時を驚かすもの豪傑の士往々あること〔合略仮名〕なり、去れども如此きは、良吏人を服せしむるの道にあらず、常識に富み中庸の行ひありて人の心服するこそ、良吏とも云ふべけれ、此常軌中道を守りて、而して自然に発動する奇言偉行は、多年練磨の後に於而初めて見るべき事なり。

一 虚心人言を聴き我意を張らざる事 人に接する虚心なるべし、野人の言尚耳を傾くべし、衆と事を謀る諍々争ふ所なかる可からずと云へども、平気虚心ならざるときは知らず識らず我意を立つるに陥る事あり、謹むべし、一とたび吾主張せしをも、衆に容れられず心猶服せずとも強て一時を争ふが如きは良吏の事にあらず、再三我主張を陳べたる上は、敢て固執せずして、衆に従ふも亦循良の徳たるを失はず、我主張果たして是ならば、何れの日にかは貫徹すること〔合略仮名〕あるべし、況して人誰れか過ちなからん、過ちて改めざるは悪徳之に過ぐること〔合略仮名〕なし、但事国家の大事に係る重要件にして、後日取返しの付

かぬ事の如きは、己の主張是なりと信ぜば、強く論争すべきは勿論、事に依ては一身を抛ちても争ふべき事なり。

一 細心なる注意を為し労を吝まざる事 凡そ物を調査し事を処置するは勿論、平素一言一行深き注意を要す、物を調べ事を処するに方て、注意を欠くときは、粗漏失錯を招き易く、日常の坐作進退にも注意を欠くときは、野卑粗放の譏りを免れず。

人には各分担のあるものなれども、身先ず労に方りて辛苦を厭はず、俗に所謂マメに働くは第一の心掛けなり、如此くして始めて人をして勤勞に服せしむるを得べし。

一 言語動作を慎む事 官吏は威信を重んず、軽率の言動ありて人の侮蔑を招くこと〔合略仮名〕ありては、一身の毀譽に止まらず、大にしては公けの威厳に関すること〔合略仮名〕あり、去れども厳格に過ぐるときは、其弊遂に上下疎隔の患を免れず、故に軽率に陥らざる限り、なるべく真率にして高振らぬ様あるべし、「親しむべし狃るべからず」と云ふ点に心掛くべし、古語に「不可乗喜而多言不可乗快而易事」²⁰と、是亦以て訓戒とするに足る。

一 応諾を重んずべし 人と約束せし事又は一旦承諾せし事は、事の大小を問はず必ず果さざるべからず、仮令一些事たりとも約束に違ふこと〔合略仮名〕ありては信用に関すること甚大なり、古語に軽諾則寡信²¹。

一 己を奉ずることは薄ふすべし 衣食其他己れに奉ずることは力めて薄ふするは、則ち己れの品位を高ふする所以なり、今の世の人、奢侈に流れて分限を忘るゝもの多し、世の流行を趁ふて知らず識らず華美に移らざる様心掛くべし、殊に祖先の遺されたる家風を革むるは宜からず。

世間並みよりは一段質素なるはゆかしく見ゆるものなり、足らざるを以て足れりとすべし。

一 問ふことを恥る勿れ教ふるを厭ふ勿れ 知らざることを知れるが如く装ひ、問ふを恥ぢて問ふべき機会を失ふが如きは見苦しきものなり、一技一芸ある者は問ふを恥ぢず、無学無識なる者却て問ふを恥づ。

我知ること〔合略仮名〕にして人に問はるゝとき、教ゆるを厭ふものあり、人格の程も見へて卑しきものなり。

一 長上に阿らず僚友に信実なるべし 長上に敬を失ざる様心掛るは勿論なれども、余りに親みを結びて阿諂に流れざる様あるべし、僚友に対する交誼は厚くし、僚友の美事は之を挙げ、僚友の誤りは之を指摘せず、我功は之を挙げず、我過ちは之を掩はず、凡そ我動作一として何人の前にも語り得ざることなき様あるべし。

如此なるときは、恭敬和親、僚友の間自ら和氣藹然下民觀望して風俗和樂すべし、若し言貌和睦するも、心実に和せざるときは、公堂の内仇敵の如く、下民の嗤笑を受くべし。

一 嗜好に耽けること勿れ 何人も一事の嗜好なきものはなし、良き道樂はあるも可なり、去れども牧民の職にあるものは、大に慎むべきこと〔合略仮名〕なり、一と通り、我樂みとして公余に嗜む程の余地あるは可なりと云へども、俗に云ふ道樂と人に見らるゝときは、人に乗ぜらるゝの憂あり、故に何事にも僻なきを可とす、飲食遊戯友人の交を避くるは陋たるの嫌ひありと云へども、心より溺るゝことなかるべし。

樂みは樂みとして程を守り、心を失せざるの勇あるべし、〔ママ〕

一 公務に奉ずる者は我身を国家に捧げたるものと心得べし 凡そ公職を奉ずる者は一身

²⁰ 喜びに乗じて多言するべからず、快（かい）に乗じて事を易（やす）くすべからず（大意：ついうれしくなっちゃべりまくり、調子がいいからといって軽率に事を運んではいけない。）。

²¹ 軽諾すれば則ち信寡（すくな）し（大意：簡単に承知して請け負うと、信頼を失う。）。

を捧げて奉公の誠を尽すもの、身老て骸骨を乞ふまでは、朝命惟奉ずるの心得が肝要なり。如何なる任務に当るも、劳逸を問ふべきにあらず、又日夜何時たりとも務に服すべきものなり、仮令へ家居のときと云へども、放逸なる挙動ありて、急務に応じがたきが如きは大過失なり。

一 職務の事は猥りに他言すべからず 親子兄弟の間と云へども、公事は洩すべきにあらず、殊に秘密に属する事ならずとも、私家に在りて公務に係る談話を為すは宜しからず、又私宅にて猥りに公用に係る面接応対を為すも宜しからず。親族故旧の寒暑贈答を外にして、他人の贈遺は些細の品たりとも之を受く可からず、穏かに廉立たぬよう謝絶すべし、又故なく他人の饗宴を受く可からず、若し贈遺饗燕一槩に謝絶し難き²²ときは、長上に問ふて取捨すべし。

一 職務に安じ分外之事を望むべからず 人各職分あり、職分の限域を重んじ、能く範囲を守りて分外の事を希はず、何の職にありとも其職事相当の事を尽して他を顧みるに及ばず、高き位地を望みて卑きを恥ぢ、卑き職務を執るを潔しとせざるが如きは、心ある者の為さざる処なり、卑きに居りては能く卑きを行ひ、高きに昇りては能く、高きに処するこそ、循良の吏と云ふ可けれ。

一 部民に臨む一言一行至誠に出づるを要す 古語に「不能感人皆誠之未至」²³と、素朴質実なる部民に向つては、仮令口を極めて理を説くも、其言至誠に出で肺肝を吐露するに非ざれば、其心に入り難し、己の才を頼み、一時を糊塗するが如きは、偶々以て信用を失墜するに過ぎず。

事を処するに方りて、仮令少しく無理なることあるも、直率誠意に出でたる事は、人を服せしむるに足る、我も亦之を行ふて心安く強きものなり。

「処人之難処者正不必厲声色与之弁〔原文：辨〕是非較長短惟謹於自脩愈謙約彼将自服云々」

24

一 神仏を崇敬し古老を敬ひ孝養を重んずべき事 神祇を敬し、仏陀を信ずるは、邦俗古より然り、牧民の職に居る者は、民の儀表となるの心得あるべし、古老を敬し、孤独を恤むが如き、己先ず心掛ありて始めて民俗を正することを得べし。

一 旧事を知る事 凡そ事皆淵源あり、其源を知らずして其末を断ず可からず、必ずや典故を明にし、沿革を詳にす可し、地方の任に就く者は、先づ其地の歴史を聴き、地理の変遷を察すべし、就中幕府時代近世の史実を知るは、直接の利益あり、如此して始めて能く民俗を明にし、利害を断ずべし。

一 事を処するに冷静なるべし 凡そ事に当りては冷静なるべきは勿論、事火急に起るときは愈々落付きて狼狽すること〔合略仮名〕無かるべし、大事火急の事と思ふとも決して驚く可からず、決して急ぐ可からず、斯る時こそ尤平静なる心を以て熟慮するを要す、「処大事

²² 「贈遺」は、贈り物のこと。「槩」は「概」の同音字。贈り物やもてなしは一概（すべて）に謝絶し難き云々。

²³ 人を感ぜしむるあたわざるは、皆誠の未だ至らざればなり（大意：他人を動かすことができないのは、その人に誠の心が十分ではないからだ。）。

²⁴ 人の難処に処（お）るに、まさに必ず声色を励まし之と是非を弁じ長短を較べず、惟自脩いよいよ謙約につつしめば、彼将に自ら服し云々（大意：他人が苦しい時に、声をきつくし非難し、その人と是非を論じ善悪をあれこれ言うこともない、そうではなくて、ただ自分から身を治めつつしみさえすれば、その人は自分からわかってくれるものだ。）。

不宜大厲声色付之当然可也」²⁵と云ふことあり大に鑑むべし。

大事に処するには、自信の厚きに依らずんば事を誤るべし、故に平素見識を立て、自信の念を養ひ、急劇の場合に応ずるの覚悟あるべし。

自ら省みて内に疚しき処なくんば、人の毀誉褒貶は意に介するに足らず、心事唯当に青天白日の如くなるべし。

大事を処するには、其始めに深思熟慮衆説を容るゝに吝ならず、一旦決行するに及では、断じて動かざるを要とす。

一 職事を勉め学を励むべき事 職務の事に日夜思ひをこらして、尚考慮の足らざるを恐る、学問修養の事亦然り、日進月歩の世、時に後れざらんこと肝要なり、公余自ら修めて怠らず孜々として勤勉するも尚及ばざるあり、眼を古今の書にさらし、傍ら日夕農耕の艱難を思ひ、山河の地形を察し、民情の赴く処を視て、耳目の触るゝ処皆修養に益し、時務に補ひなくんばあらず、又広く世界の大勢に注目し、列国の状態を知る事亦緊要事なり。職事の為めには、身を忘れ、家を思ふに遑あらず、国事に服する者の節義なり、少壮より、此大義を養うこと肝要なり。

一 党派の弊を戒むべき事 世に政党の争ひあり、朋党の弊あり、牧民の官に在る者、苟めにも一面に偏するが如き事あるべからず。公私内外の言動克く公平無私にして、衆庶の倚信を繋ぐこと、是上下之間に立ちて、牧民の任に在る者、本然の務めなり、然るを若し一方面に親み厚くするとき、他の方面には勢ひ疎隔して、偏私の誹を免れず、遂に衆庶の信頼を失ふに至るべし。

右は、思出のまゝ筆記したれば粗漏を免れず、追而校訂すべし、不取敢〔取りあえず〕草稿之儘内示す。

葵丑六月²⁶

直興

直興遺篋抄（終）

（奥付け）

昭和 10 年^{ママ}11 月 18 日印刷（国立国会図書館所蔵初版本では「10 月 18 日印刷」とある。）

昭和 10 年 10 月 21 日発行 昭和 11 年 8 月 10 日 17 版発行

（定価四銭）（送料貳銭） 内務大臣官房文書課編纂

発行者 東京市芝区今入町十五番地 納谷孝一

印刷者 東京市芝区今入町十五番地 警察精神社印刷部

発行所 東京市芝区今入町十五番地 和合倶楽部

警察精神社 電話銀座（57）3805・3562 番 振替東京 19999 番

4 「官人と奉公の誠」

(1) 野上傳蔵『警察訓話』

²⁵ 大事に処（お）るに大いに声色を励まし之に付すべからざれば、まさに然り可なり（大意：大切な時に口先で励まし、対応するべきではない。そうしなければよいのだ。）。

²⁶ 葵丑六月：大正 2（1913）年 6 月

野上伝蔵²⁷（1889～1961）は、修養論や警察の歴史の研究で有名であった福岡県の警察官であるが、昭和10年代初めに福岡県警察練習所長を勤め、その際の経験を基に、『警察訓話』（新光閣²⁸、昭和12年3月7日刊）を刊行している。野上は、同書で、松井茂久『警官陶冶篇』をも引用（92、122頁）しているが、「第11章 忠実勤勉なれ」の「三 捨身の御奉公」（91、92頁）中で、「此の頃の警察官が口を開けば〔、〕天皇陛下の警察官、一億万国民の為の警察官と自称自重して居るのであつて観念意識としては極めて結構なことであり又そうしなければならぬのであるが、偕〔さ〕て愈々深刻に自己を内省して見ると申すも恐れ多い事ながら其の行ひは上御一人の御聖旨に副はないやうな事がありはしないか一応は立派なる君国的忠誠心に発する粉骨砕身の行為のやうであつても静かに其の魂胆を詮議して見れば只己れを生かす己れを延ばす為めの所謂自己経営に過ぎない事はありはしないか何とも恥かしい次第である。（改行）大森鍾一男爵の偶感私記の中に「官人と奉公の誠」²⁹と題する左の一文があるそうである。」として、それを全文掲載した上で、「とは真に現今の官界の通弊を剔抉〔てつけつ〕して居るもので我人共に大いに省慮〔せいりょ〕自重せねばならないと思ふのである。」として、大森の「偶感私記」の一部を紹介している。

この状況は、時代が下った今日においても、なおほとんど変わっていないとも思われるので、『直興遺篋抄』を紹介したこの機会に、これをも再掲しておくこととする³⁰。大森の吏道論を知る手がかりの一つにもなると思われる。

（2）「官人と奉公の誠」全文

「古の官に在る者は、国の為めにし、君の為にす。今の官に在る者は、己れのためにす。故に出処進退皆榮達を得んが為めなり。独り官に在る者、自ら榮達を思ふのみならず、後進を推挙する者、亦後進の利達を図るを専らとし、君国の為めに人を薦むるにあらず、進退黜陟〔ちゅつちやく〕、皆其人の利達を標準とす。先輩已に奉公の念に乏し、後輩を導くに奉公の誠を以てせず。

任に地方に在る者、職事未だ挙らざるも、其人榮達の途あるに当ては、其の功過如何に拘らず、他の官職に転ずるを敢てせしむ。任に在る者亦職事に慎しむの心なく、職責を完うするの念なく、只功を衒ひ、名を貪るの念に駆られて、知らるゝを求むるに急なり。其弊の及ぶ所少なからず。故に地方に官に居る者、任期自ら短少なり。多くは、一二年、甚しきは、期年〔満一年〕ならずして、任を去るものあり。是を以て、部内の地理人情を知るに及ばず、

²⁷ 野上伝蔵は、内務省に出向していたこともある福岡県の警察幹部で、同県警察部保安課長、直方署長等を歴任した。詳しくは、『福岡県警友会三十五年史』（財福岡県警友会、昭和61年11月1日刊）112～114頁参照。同氏の著作としては、大警視川路利良（1834～1879）に関する『大警視の生涯』（非売品、昭和33年1月10日刊）や元寇記念碑建立運動で有名な元福岡警察署長湯地丈雄（1847～1913）の伝記『湯地署長』（財福岡県警友会、昭和34年12月1日刊。第2刷（平成7年5月1日刊）。湯地については、仲村久慈（1912～？）『湯地丈雄』（牧書房、昭和18年5月26日刊）参照。）があり、また、『警察顕彰録』（財福岡県警友会、昭和28年6月25日刊）の編集者でもあった。同書では、目次で、松井茂久のことを、「松井警部警官陶冶篇を著し身を以て『人の禄を食む者は人の為めに死す』』といている。ちなみに、明治23（1890）年1月4日当時の福岡県知事安場保和（1835～1899）は、同年政事始めの告諭で、「人ノ禄ヲ食ム者ハ人ノ事ニ死ス」ことを強調している。これは、おそらく松井の起案か（『警察指針』第2号（明治23年3月31日刊）23、24頁）。なお、昭和33（1958）年1月現在での野上の住所は、福岡市愛宕町3であった。

²⁸ 新光閣は、当時警察関係の書籍をも多く刊行していたが、吏道関係のものとしては、横溝光暉（1897～1985）『第一線の行政事務刷新』（昭和10年3月15日刊）等を出している。

²⁹ 偶感私記及び「官人と奉公の誠」の『大森鍾一』中での位置付けは、「家乗私記 4 偶感私記 (3) 官人と奉公の誠」となる。なお、『直興遺篋抄』の位置付けは前掲註9参照。

³⁰ 野上はおそらく原本から引用していないように思われるので、ここでは、『大森鍾一』181、182頁から直接引用した。

部民と相親しむの機を得ず、官民の内殆と羈旅〔きりよ、旅〕の客の如し。外交官任所に在る亦之に同じ。任国の情勢に通ぜず、交際互に親ならず、奈何ぞ其折衝を克くするを得むや。古の官に在る者は然らず。其官に在れば、一身の榮達を希ふの念を去り、一進一退、皆職事の公けに出づ。奉公の誠意自ら其間に存す。」

【附録】明治警察史コーナーHP 項目一覧（抄）（令和4（2022）年8月3日追加）

- ・「法制史学者著作目録選（WEB版）明治警察史コーナー」参照。
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Historian2003.htm>〉
- ・「松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄一本 HP 収載「PDF版松井茂久『警官陶冶篇』検討資料」
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/matsui002.pdf>〉
- ・「PDF版松井茂久『警官陶冶篇』（増訂三版、明治25（1892）年2月18日刊）」
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/matsui001.pdf>〉
- ・「大森鍾一『直興遺篋抄』—「長男仕官に就き与へたる訓戒の書」—」（本稿）
〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/omori001.pdf>〉

（了）